

○安芸高田市建設工事事前審査型一般競争入札事務処理要綱

(平成 19 年 9 月 3 日訓令第 97 号)

**改正** 平成 21 年 3 月 19 日訓令第 23 号 平成 21 年 8 月 21 日訓令第 86 号  
平成 22 年 11 月 9 日訓令第 26 号の 2

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安芸高田市が実施する入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札(以下「事前審査型一般競争入札」という。)の事務に関し、安芸高田市財務規則(平成 16 年安芸高田市規則第 39 号)及び安芸高田市建設工事執行規則(平成 16 年安芸高田市規則第 94 号)に定めるもののほか必要な事項について、その標準を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 対象工事は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、事前審査型一般競争入札によらないことができるものとする。

(1) 請負対象設計金額が 1,500 万円以上の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の適用を受ける総合評価方式により落札者を決定する工事

(入札に参加する者に必要な資格)

第 3 条 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件(以下「資格要件」という。)として、次の事項を定めるものとする。ただし、第 2 号及び第 3 号については、それらのうち一方を定めないことができる。

(1) 当該工事の業種について、安芸高田市建設工事執行規則第 6 条本文の資格の認定を受けていること。ただし、特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)に発注する場合においては、特定共同企業体の構成員が資格認定を受けていることを条件とし、第 13 条第 1 項による市長の認定を受けるものとする。

(2) 次のア又はイに該当すること。なお、工事の内容及び他の資格要件の設定内容によっては、イを定めないことができ、さらに、アの格付けの等級が 2 以上ある場合は、その一部に限定することができるものとする。

ア 第 1 号の資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱(平成 16 年安芸高田市訓令第 64 号。以下「選定要綱」という。)別表第 4 に定めるものであること。

ただし、緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事等又は選定要綱別表第 6 に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事については、選定要綱別表第 4 の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級より上位の格付けの等級とすることができる。

イ 前号の資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額(2,500 万円以下である場合に限る。)の 3 分の 1 に相当する金額の区分に応じ、選定要綱別表第 4 に定めるものであること。

(3) 第 1 号の資格の認定に係る当該工事の業種の総合数値(客観数値と主観数値を合計した数値をいう。)が一定の数値であること。

(4) 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高(第 1 号の資格認定の基礎になっている経営事項審査結果通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書に記載されているものに限る。以下同じ。)が一定の金額(予定価格(消費税及

び地方消費税を除く。以下同じ。)を事前公表している工事にあつては、予定価格とする。)以上であること。

- (5) 当該工事の請負対象設計金額が 8,000 万円以上である場合は、当該工事の業種について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
  - (6) 当該工事の請負対象設計金額が 8,000 万円以上である場合は、当該工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
  - (7) 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、安芸高田市の指名除外措置、下請制限措置又は不適切な工事内訳書を提出したこと等による入札参加の制限措置の対象となっていないこと。
  - (8) 当該工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止(本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であつて、すでに安芸高田市が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。)を受けていないこと。
  - (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。
  - (10) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。
  - (11) 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。
  - (12) 当該工事が工区設定発注事務処理要領に基づく審査を受けて工区設定を行なった工事(以下「工区設定工事」という。)である場合は、開札日までの間に次の各号のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 当該工区設定工事のうち、当該工事より先に入札を行なった他の工事(以下「先行工事」という。)の落札者
    - イ 談合情報があつた等の理由により、落札決定が保留されている先行工事の最低価格応募者
  - (13) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者でないこと。
  - (14) 他に入札参加希望者と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- 2 特定共同企業体に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項を定めるものとする。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、第 2 号を定めないのである。
- なお、共同企業体としては、構成員のうち少なくとも一者を営業所(建設業法第 3 条第 1 項の営業所をいう。以下同じ。)のうち主たる営業所(営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所で、建設業許可申請書別表に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。)を県内に有する者とする等、該当工事ごとに定める特定建設工事共同企業体取扱要綱に適合した構成であつて、かつ、構成員の当該工事の業種に係る年間平均完成工事高の合計が予定価格以上であること。
- (1) 該当工事ごとに定める特定建設工事共同企業体取扱要綱に掲げる事項

- (2) 第3項第2号に掲げる事項
  - (3) 第1項第7号から第13号までに掲げる事項
  - (4) 他の特定共同企業体と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- 3 工事の種類又は性質等によっては、第1項及び第2項に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。
- (1) 当該工事の業種について、営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域に有すること。又は、主たる営業所を安芸高田市内又は安芸高田市の一定地域に有すること。若しくは、営業所を安芸高田市内又は安芸高田市の一定地域に有すること。
  - (2) 当該工事と同種・同規模の工事(原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。)の元請施工実績(原則として直近10年以内のものとし、かつ、共同企業体の構成員としての実績の場合は、原則として出資比率20%以上の実績とする。)を有すること。
  - (3) 広島県内又は安芸高田市内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること。
  - (4) 当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者(経験の有無及びその期間を限定することができる。)を配置(専任配置を条件とすることができる。)でできること。
  - (5) 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
  - (6) その他必要と認める事項  
(資格要件の決定等)

第4条 当該工事を主管する部長等(以下「主管部長等」という。)は、入札に参加する者に必要な資格とする事項の案を作成し、入札参加資格者状況表(別記様式第1号)を添付して、安芸高田市指名業者等選考委員会に諮るものとする。

2 当該工事の入札に参加する者に必要な資格は、前項の手続を経て、市長が決定する。  
(公告)

第5条 市長は、別に定める書式見本に準じて作成したところにより、本庁において掲示の方法若しくは閲覧の方法又は情報通信ネットワークを利用した方法により公告し、必要がある場合は、その概要を新聞紙等にも掲載する。

- 2 市長は、必要に応じ、入札参加希望者に前項の公告の写しを配付する。
- 3 事前審査型一般競争入札の告示は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項のみを掲載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項は、これを別紙として引用する型とすることができるものとする。

(予定価格の事前公表)

第6条 当該工事の予定価格を、第5条の公告の中に記載し、事前に公表できるものとする。

(設計図書の閲覧及び配付)

第7条 市長は、公告に定める期間に設計図書の閲覧を行うものとする。

- 2 設計図書は、入札参加予定者のうち、希望する者に対して有料配付する(原則として請負対象設計金額が1億5,000万円以上のものに限る。)
- 3 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書(別記様式第2号)によって受付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

(入札参加希望書の提出)

第8条 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加希望書を持参により提出しなければならない。

- 2 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める資格要件に応じ、配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類、他の者との資本関係及び人的関係の状況を記した書類、建設工事の施工実績を証明する書類その他の必要な書類を、入札参加希望書に添付しなければならない。
- 3 前各項に掲げる書類(以下「入札参加希望書類等」という。)のうち次表左欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄に掲げる様式によって作成する。

入札参加希望書	別記様式第3号
配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類	別記様式第4号
他の者との資本関係及び人的関係の状況を記した書類	別記様式第5号
建設工事の施工実績を証明する書類	別記様式第6号

- 4 入札参加希望書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- 5 提出された入札参加希望書等は、これを提出者に無断で使用しない。
- 6 入札参加希望書等に虚偽の記載をした者については、指名除外を行なうことがある。
- 7 第1項から第6項までの趣旨は、第5条の公告中に表示する。

(入札参加希望書に添付する技術者の資格・工事経験調書に記載する配置予定技術者の取扱い)

第9条 配置予定技術者は、契約日時時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、技術者の資格・工事経験調書(別記様式第4号)を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者(3人を限度とする。)の記載を認めるものとする。

- 2 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り配置予定技術者として記載することを認めるものとする。
  - (1) 従事中の工事の契約工期の終期が開札日の前日までの場合
  - (2) 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が入札参加希望書を提出する日の前日までに終了している場合
  - (3) 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が開札日の前日までに行なわれることが決定している場合
- 3 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中である場合であって、その工事の工期が延期され、又は完成検査が延期されたときは、その理由のいかんを問わず直ちに、入札参加希望書の取下書(別記様式第7号)により入札参加希望書を取下げ、又は入札を辞退しなければならないものとする。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合は、この限りでない。
- 4 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず配置予定技術者の変更・差換え等は認めないものとする。
- 5 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、建設業者等指名除外要綱(平成16年安芸高田市訓令第77号)に基づく指名除外を措置することがある。

6 落札後、工事の施工に当たって、届け出た配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

(当該工事の入札に参加する者に必要な資格の確認)

第 10 条 主務課長は、入札参加希望書等の内容を確認のうえ、当該工事の入札に参加する者に必要な資格の適否をまとめた入札参加希望者一覧表を作成し、安芸高田市指名業者等選考委員会の承認を得て決裁権者の決裁を受けるものとする。

(入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知)

第 11 条 入札前に当該工事の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、速やかに入札参加希望者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書(別記様式第 8 号)によって作成された書面により通知する。

(無資格者への理由説明)

第 12 条 市長は、当該工事の入札に参加する者に必要な資格がないとされた者の求めがあれば、その理由を説明する。

(特定共同企業体に発注する場合の取扱い)

第 13 条 特定共同企業体の代表者は、入札参加希望書提出の際に、別に定める建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を市長に提出し、認定を受けなければならない。

2 当該工事の入札参加希望書の提出後、特定共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産の申立てがあり、又は指名停止措置の対象となる等やむを得ない理由により特定共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、公告に定める期限にかかわらず、代わる構成員を補充して新たに特定共同企業体を結成したうえで、改めて入札参加希望書を提出することができる。

この場合の入札参加希望書の提出は、現に提出している入札参加希望書の取下げ(入札参加希望書の取下書(別記様式第 7 号)による。)と併せて行なうものとし、その提出期限は、第 11 条に定める確認通知を行なう日までとする。

なお、当該特定共同企業体への確認通知等は、他の入札参加希望者への通知とは別に入札日までに行なう。

3 特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、該当工事ごとに定める特定建設工事共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

(工事費内訳書の提出)

第 14 条 当該工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

2 入札の際に工事内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。

3 工事内訳書については、本工事・附帯工事費内訳書(種別程度)の記載を求めるが、様式は、指定しないものとする。

4 提出された工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合には、当該工事費を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなす。

(1) 記名押印がない場合(電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。)

(2) 工事名に誤りがある場合

(3) 本工事費・附帯工事費内訳書(種別程度)の記載がない場合

- (4) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- 5 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- 6 提出された工事費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。
- 7 提出された工事内訳書は、原則として安芸高田市情報公開条例(平成16年安芸高田市条例第14号)に基づく開示対象となる。
- 8 提出された工事内訳書については、返却しないものとする。
- 9 前各項の趣旨は、第5条の公告中に表示する。

(落札者の決定方法)

第15条 落札者の決定は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項による。

(入札結果の公表)

第16条 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成16年安芸高田市規則第133号)の規定により入札結果等を閲覧に供する。

(電子入札に係る特例)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事前審査型一般競争入札の手続きの全部又は一部を電子入札システムを利用して行なう場合に関しては、必要な特例を別に定めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(条件付一般競争入札事務処理要綱の廃止)

2 条件付一般競争入札事務処理要綱(平成16年安芸高田市訓令第69号)は、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則(平成21年3月19日訓令第23号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月21日訓令第86号)

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成22年11月9日訓令第26号の2)

この訓令は、平成22年11月22日から施行する。

別記様式第1号

入札参加資格者状況表

[別紙参照]

別記様式第2号

設計図書に対する質問・回答書

[別紙参照]

別記様式第3号

入札参加希望書

[別紙参照]

別記様式第4号

技術者の資格・工事経験調書

[別紙参照]

別記様式第 5 号

業態調書

[別紙参照]

別記様式第 6 号

建設工事施工実績証明(願)書

[別紙参照]

別記様式第 7 号

入札参加希望書の取下書

[別紙参照]

別記様式第 8 号

入札参加資格確認結果通知書

[別紙参照]

入札参加資格者状況表

工事名：市道〇〇線改良工事

工事場所：安芸高田市〇〇町〇〇

当該工事の業種：土木一式工事等の業種を記載する。

項	目	業 者 数	備 考
安芸高田市内に主たる営業所を有する当該ランク業者総数(A)			
要 件	資格認定に係る総合数値の満たない者		
	特定建設業許可のない者		
	安芸高田市の指名除外等を受けている者		
	営業停止を受けている者		
	対象技術者数の満たない者		

注 要件としない事項は抹消し、上記以外の事項を要件とする場合はその記載を追加する。

設計図書に対する質問・回答書

平成 年 月 日

安芸高田市長 ○○○○ 様

住 所  
商号又は名称

工 事 名 :

工事場所 :

質 問 事 項	
回 答	

(注) 質問に対する回答は、平成 年 月 日 (公告の日) から平成 年 月 日

まで、安芸高田市建設部管理課において閲覧に供する。

入 札 参 加 希 望 書

年 月 日

安芸高田市長 ○○○○ 様

住 所

商号又は名称

(共同企業体の名称)

代表者氏名

印

(共同企業体の代表者名)

電 話 番 号

F A X 番 号

e - m a i l

年 月 日付けで入札公告のあった 工事に係る事前  
審査型一般競争入札に参加したいので、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 技術者の資格・工事経験調書（別記様式第4号）
- 2 業態調書（別記様式第5号）
- 3 建設工事施工実績証明書（別記様式第6号）

なお、（各構成員は）次の項目を誓約します。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ・ 入札参加資格要件を満たしていること。
- ・ 上記添付書類の内容が事実と相違ないこと。
- ・ 公告日から入札参加希望書の提出日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（本件入札に参加し、又は本工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに安芸高田市が行なった指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分と重複しているものを除く。）を受けていないこと。
- ・ 開札日までに、営業停止処分を受けた場合は、直ちに貴職へ報告すること。

（注1）上記1～3以外の添付書類がある場合は、3以下に記載すること。

（注2）上記1～3以外の書類について添付しない場合は当該書類名を抹消すること。

（注3）特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付資料は、各構成員ごとに作成すること。

## 技術者の資格・工事経験調書

商号又は名称：

(直近の経営事項審査結果通知書の審査基準日 年 月 日)

配置予定技術者の氏名		監理（主任）技術者〇〇 〇〇（フリガナを記入）
法令による資格・免許		1級〇〇施工管理技士 〇年〇月取得 (登録番号〇〇〇) (監理技術者資格者証番号 )
工事経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ ）
	工事内容	同種・同規模工事が確認できる内容を記入すること。
CORINSへの登録	有（ ）・無	
他の工事の従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工期	
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ ）
	本工事と重複する場合の対応措置	1 月 日（開札日の前日まで）に契約工期が終了する。 2 月 日（開札日の前日まで）に完成検査が終了している。
CORINSへの登録	有（ ）・無	

注1 直近の経営事項審査結果通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の結果通知書の審査基準日を記入すること。

注2 「工事経験の概要」欄におけるCORINSへの登録について、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入し、竣工時工事カルテ受領書及び竣工時工事カルテの写しを添付すること。無の場合は契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては、この欄の記入は不要である。

注3 ・監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては、監理技術者資格証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、指定講習受講修了証）の写し（表面のみ）を添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有しているものについては、監理技術者資格者証の写しのみ添付すればよい。

注4 主任技術者の配置が要件とされている工事にあつては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験の場合は、実務経歴書を添付すること）。

注5 監理技術者又は主任技術者と請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。ただし、監理技術者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置が要件とされている工事にあつては通常の雇用関係3ヶ月以上が必要である。

注6 現場代理人以外の「準じる技術者」の場合は、原則として工事の全期間従事していることとし、当該技術者の配置された立場が、「下請を指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること。

注7 「本工事と重複する場合の対応措置欄」は、該当する数字に○を付す。従事中の工事が無い場合は、工事名称欄に「なし」と記入する。

注8 「他の工事の従事状況」欄におけるCORINSへの登録について、有りの場合は、工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写しを添付すること。無しの場合は、契約書の写し（工期が確認できるもので可）を添付すること。

注9 複数の技術者を記入する場合は、この様式を複写して添付すること。

業 態 調 査 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

当社と他の安芸高田市の建設工事入札参加資格者との資本関係及び役員等の兼任の状況は、次のとおりです。

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4項の親会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(2) 会社法第2条第3項の子会社

商号又は名称	建設業の許可番号

2 役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号	役職

注1 記入欄が足りないときは、適宜記載欄を追加して用いること。

注2 「建設業の許可番号」の欄には当該他社の許可番号が分からないときには、当該他社の主たる営業所の住所を記入する。

注3 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記載すること。なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

建設工事施工実績証明（願）書

年 月 日

様

申請者住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

貴 発注に係る建設工事について、次のとおり施工実績があることを証明してください。

工 事 名	
施 工 場 所	
最 終 請 負 金 額	( )
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
受 注 形 態	単体／共同企業体（出資比率 %）
構 造 形 態 ・ 工 法 等	
延 床 面 積 ・ 延 長 等	

- 注1 完了検査を終了している工事について記載すること。
- 注2 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
- 注3 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
- 注4 公告に記載した同種・同規模又は同一の業種の工事の施工実績について、明確に記載すること。
- 注5 本市の発注工事に係る施工実績の場合は、発注者の証明は要しない。
- 注6 最終請負金額欄については、当該実績がJV工事（共同施工方式）の場合には、JVで受注した全体額を記載し、（ ）に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。
- 注7 当該工事がCORINS（工事实績情報システム）に登録済みである場合、この証明書に代わるものとして、次の書類を提出することができる。（2種類とも提出が必要であり、提出後に安芸高田市が登録状況を確認した結果、誤り等が判明した場合は、虚偽申請として取り扱う。）
- ① 当該工事のCORINS登録に係る、竣工時工事カルテ受領書及び竣工時工事カルテの写し等、登録状況が確認できる書類
  - ② 当該工事の請負契約書及びその添付書類のうち、発注者、受注者、契約金額、契約年月日及び工期が記載してある部分並びに公告で定めた資格要件に合致していることが分かる部分の写し

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者職氏名

印

入札参加希望書の取下書

年 月 日

安芸高田市長 ○○○○ 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

年 月 日付けで提出した入札参加希望書は、都合により取り下げます。

{記載上の注意：構成員が会社更生法による更生手続の開始申立て等を理由とする脱退の場合には、次の事項を付記する。}

- 1 構成員の○○○会社について、年 月 日に会社更生法による更生手続開始の申立てがあったため。
- 2 構成員の○○○会社について、年 月 日に民事再生法による再生手続開始の申立てがあったため。
- 3 構成員の○○○会社について、年 月 日に破産の申立てがあったため。
- 4 構成員の○○○会社について、年 月 日に安芸高田市から指名除外の措置を受けたため。

入札参加資格確認結果通知書

年 月 日

様

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで提出のあった次の工事に係る事前審査型一般競争入札参加希望書について、入札参加資格の確認結果を下記のとおり通知します。

工 事 名		
入 札 公 告 日		
入 札 年 月 日		
入 札 参 加 資 格 の 有 無	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

注1 入札参加資格がないと通知された者は、その理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書類を持参により提出してください。

注2 入札参加資格があると認めた者について、設計図書の配布を希望した者は、●●●で、設計図書を購入してください。